

記入例 月の全日にわたって介護休暇を取得した場合

(別紙) 報酬支給額等証明書 兼 給付金請求額計算書(介護休業手当金)

令和 年 月の報酬等については、下記のとおりです。
 令和 年 月 日

給与事務担当者 確認印

給与と事務担当者の確認印を受けて提出する。
 左記の担当者と請求組合員の所属所が異なる場合の連絡先
 所属所 _____
 電話番号 (_____)

区分 新規 給与額遡及訂正に伴う差額精算

組合員証記号番号 公立鹿 654321
 組合員氏名 井上 花子

報酬(給与)の一部が支給されるときは、1日当たりの給付額が減額調整され、休業手当金と報酬の差額が支給されます。

標準報酬月額ア	470,000	円
地方公共団体等が給与条例等で定める勤務1時間当たりの給与額A	2,691	円
当月の給与支給対象日数B (当月の現日数-週休日)	22	日
当月の介護休暇取得日数C (週休日, 休日を除いた日数)	20	日

【報酬日額の計算】

報酬Iの日額F (D÷B)	19,118.18	円 (小数点第2位未満切捨て)
報酬Iの1日当たり減ずる額G (A×7.75)	20,855.25	円 (小数点第2位未満切捨て)
報酬Iの減額後の日額F' (F-G)	0.00	円 ※ F-G≤0のときは F'=0(ゼロ)
報酬IIの日額H (E÷22)	1,581.09	円 (小数点第2位未満切捨て)
報酬日額① (F'+H)	1,581	円 (1円未満切捨て)

報酬I	報酬(給与)種別	算出基礎額(月額)
報酬I	給料(調整額, 教職調整額を除く。)	409,600 円
	給料の調整額	11,000 円
		円
		円
	報酬Iの合計D	420,600 円

地方公共団体等が給与条例等で定める勤務1時間当たりの給与額Aの算出基礎となる報酬(給与)

報酬II	報酬(給与)種別	月額
報酬II (報酬I以外の報酬)	教職員調整額	16,384 円
	扶養手当	11,500 円
	義務教育等教員特別手当	6,900 円
		円
	報酬IIの合計E	34,784 円

給与額Aの算出基礎とはならない報酬(給与)

の給付日額が、給付上限日額を超えるときは、給付上限日額が給付日額となります。給付上限日額は毎年8月頃改定されます。

1 給付日額の計算
 標準報酬月額ア ÷ 22 = 標準報酬日額イ 21,360 円 (10円未満四捨五入)
 標準報酬日額イ × 67/100 = 給付日額② 14,311 円 (1円未満切捨て, 給付上限日額と比較)

2 給付対象日数
 給付対象日数③ (介護休暇取得日数Cのうち②又は給付上限日額>①となる日数) 20 日

3 控除額(報酬との調整額)の計算
 報酬日額① × 給付対象日数③ = 控除額④ 31,620 円

4 請求金額の計算
 給付日額②又は給付上限日額 14,311 円 × 給付対象日数③ - 控除額④ = 請求金額 254,600 円

注1 勤務1時間当たりの給与額A及びその算出基礎となる報酬Iは、地方公共団体等の給与条例等の規定により、記入してください。
 注2 報酬I及びIIは、翌月以降に精算(追給又は戻入)が生じた場合は、精算後の支給状況を記入してください。
 注3 月の途中から休業又は復帰した場合の通勤手当については、休業日を含めた期間分が支給された(日割計算されない)ときは、調整の対象とはならないので、報酬IIへの記入は不要です。